

令和5年5月2日

保護者の皆様

小平市教育委員会  
小平市立小平第二中学校長

令和5年5月8日以降の新型コロナウイルス感染症に関する  
小平市立学校の対応について

平素から保護者の皆様には本校の教育活動にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

さて、新型コロナウイルス感染症の取扱いは、令和5年5月8日付で、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の5類感染症に移行することから、「小平市立学校版感染症予防ガイドライン（新型コロナウイルス感染症）令和5年4月1日版」は廃止し、今後は、文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（2023.5.8～）」に準じて、感染症対策を行っていくこととしました。

このことから、下記のとおり、本校における対応についてお知らせいたします。

今後も、感染症対策を図りながら、学校教育活動の充実に向けて取り組んでまいりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、ご不明な点がございましたら、学校までお問い合わせください。

記

1 体調管理について

これまで行ってきた（児童・生徒）の毎日の検温結果などの学校への報告は、行わないこととしますが、引き続きご家庭において（児童・生徒）の健康状態の把握に努めるようお願いいたします。

2 欠席の取り扱いについて

別紙、「新型コロナウイルス感染症に係る出席停止基準（R5.5.8～）」に基づき対応いたします。

（1）（児童・生徒）が新型コロナウイルス感染症に感染した場合

- ・新型コロナウイルス感染症に感染した場合は、出席停止となります。
- ・出席停止期間は、発症日を0日目として、発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまでです。
- ・登校を再開する際には、登校届を学校に提出してください。

※ 発症日から10日間が経過するまでは、感染リスクが残存するとされているため、登校を再開される際にはマスクの着用にご協力いただきますようお願いいたします。

## (2) 出席停止の取扱いに関する変更点

これまで出席停止として認められてきた以下の場合については、5月8日以降は変更となります。

状 況	これまで	5月8日以降
(児童・生徒)は無症状で、同居家族が新型コロナウイルス感染症に感染した場合	出席停止	登校可
新型コロナウイルス感染症の患者と接触があった(児童・生徒)のうち、感染対策を行わずに飲食を共にした場合	出席停止	登校可
発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合	出席停止	欠席

## (3) 出席停止が認められる可能性がある場合

### ①感染に対する不安により登校を控える場合

- ・同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があつて、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合は、出席停止とすることができます。
- ・学校に連絡し、同居家族の状況などを伝えてください。ご家庭の事情について聞き取りさせていただいたうえで出席停止について判断いたします。
- ・登校再開時に登校届の提出は不要です。

### ②医療的ケア児及び基礎疾患児が感染症予防のため登校を控える場合

- ・医療的ケアを必要とする児童・生徒及び基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童・生徒について、主治医の見解を保護者に確認の上、登校すべきではないと校長が判断する場合は、出席停止とすることができます。
- ・主治医の見解を学校にお伝えください。主治医の見解を参考に出席停止について判断いたします。
- ・登校再開時に登校届の提出は不要です。

## 3 マスクの着用について

5月8日以降も学校の教育活動においては、(児童・生徒)に対して、マスクの着用を求めないことを基本とします。

引き続き、(児童・生徒)の間でマスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導します。

(連絡先)  
副校長 相澤 史彦  
電話 042(341)0244

## 新型コロナウイルス感染症に係る出席停止基準 (R5. 5. 8～)

### 1 児童・生徒が新型コロナウイルス感染症に感染した場合

- ・発症日を0日目として、発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまでを出席停止とする。
- ・無症状の場合は検体採取日を0日目として、5日を経過するまでを出席停止とする。

(参考：新型コロナウイルス感染症に係る出席停止期間計算表)

	発症期間 症状期間	0日目 (発症・検体採取)	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目
	有 症 状	1日間	症状あり	軽快日	症状軽快	症状軽快	症状軽快	症状軽快	症状軽快
2日間		症状あり	症状あり	軽快日	症状軽快	症状軽快	症状軽快	症状軽快	登校可能
3日間		症状あり	症状あり	症状あり	軽快日	症状軽快	症状軽快	症状軽快	登校可能
4日間		症状あり	症状あり	症状あり	症状あり	軽快日	症状軽快	症状軽快	登校可能
5日間		症状あり	症状あり	症状あり	症状あり	症状あり	軽快日	症状軽快	登校可能
無症状		検体採取日	無症状	無症状	無症状	無症状	無症状	登校可能	

### 2 校長が出席停止を認める場合

以下の場合に、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」(出席停止)として取り扱う。

#### ① 感染に対する不安により登校を控える場合

同居家族に高齢者や基礎疾患がある者がいるなどの事情があつて、他に手段がない場合など、合理的な理由があると校長が判断する場合。

#### ② 医療的ケア児及び基礎疾患児が感染症予防のため登校を控える場合

医療的ケアを必要とする児童・生徒及び基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童・生徒について、主治医の見解を保護者に確認の上、登校すべきではないと校長が判断する場合。